

# 令和8年度「米水津おさかなまつり」

## 飲食物等一般販売ブース出店申込者募集要領

### 1. 開催日程等

- ◆ 開催日時 令和8年10月25日(日)午前9時30分～午後2時30分
- ◆ 開催場所 米水津多目的グラウンド(米水津振興局横)
- ◆ 主 催 米水津おさかなまつり実行委員会
- ◆ 事務局 佐伯市米水津振興局 地域振興課  
〒876-1401 佐伯市米水津大字浦代浦1239-2  
TEL 0972-35-6111 FAX0972-35-6972

### 2. 出店者の申込み資格

- ◆ 出店の申込みは次の要件を承諾できる方のみとする。
    - 主催者が定める申請書類の全てを提出できる方
    - 出店するにあたり、関連する法令を遵守し、主催者の指示に従える方
    - この募集要領に定める事項をあらかじめ了承し、遵守できる方
- ※出店物の内容についての制限はありませんが、主催者が適当と認め難い物については許可できない。

### 3. 出店の申込

- ◆ 申込期間 ①1次募集(佐伯市内)  
令和8年6月1日(月)～7月31日(金) ※郵送の場合も7月31日必着  
②2次募集(佐伯市外) ※枠が余った場合のみ募集  
令和8年8月3日(月)～8月31日(月) ※郵送の場合も8月28日必着
- ◆ 申込方法 別紙申込書に必要事項を記載し、以下のいずれかにより提出してください。
  - 【 郵 送 の 場 合 】〒876-1401佐伯市米水津大字浦代浦1239-2  
佐伯市米水津振興局 地域振興課内  
米水津おさかなまつり実行委員会事務局 宛
  - 【 F A X の 場 合 】0972-35-6972
  - 【 Eメールの場合 】yonouzu-tiiki@city.saiki.lg.jp
  - 【 持 参 の 場 合 】佐伯市米水津振興局 地域振興課

- ◆ 申込制限 区画は半テント(2.7m×3.6m)単位とし、1テント(5.4m×3.6m)を限度とします。
  - 申込状況により1テントを半テントにさせていただく場合があります。
- ◆ 提出物 申請書及び誓約書を記載して期限までに提出してください。
  - 出店料は、出店が決定後に通知しますので期限内に指定口座へ振り込んでください。
  - 申込内容に問題が生じた場合等や、期限までに出店料の入金がない場合は、取消しを行う場合がある。

#### 4. 出店者の決定

- ◆ 申込者には、出店の可否を9月頃に通知する。
- ◆ 以下に示す優先順位及び販売物等の内容を考慮し主催者が決定を行いますので、申込を行った時点でのお約束は出来ません。

優先順位	区分
第1優先	米水津地区内に住所または事業所を有する方
第2優先	佐伯市内に住所または事業所を有する方
第3優先	その他の出店希望者

※決定に対して不服の申し立て等は一切受け付けません。

#### 5. 区画の種類及び概要等

- ◆ 区画の種類(会場内に設置したテント内の販売スペース)
  - 半テントブース
  - 1テントブース
- ◆ 区画のサイズ
  - 半テントブースは、2間×3間テント半分のスペース(間口2.7m×奥行き3.6m)
  - 1テントブースは、2間×3間テントのスペース(間口5.4m×奥行き3.6m)
- ◆ 区画の設備
  - 机(45cm×180cm)、パイプイス、テーブルクロスの配備はありません。  
※配備を希望される場合は有料にて追加対応が可能です。
  - 給排水設備及び電源設備はありません。
- ◆ 保守管理
  - 火気類や発電機等を使用する店舗は、各自で消火器等の消火器具設置が必要です。
  - イベント当日、佐伯消防署職員が立入検査を行う。
  - 保健所の指導により手洗いや消毒設備設置が必要な場合は各自で設置が必要です。
  - 各テント内に置いている物品・貴重品等については各出店者の責任において管理を行ってください。
  - 降雨・風対策については、既存設備の設置のみとし、追加の設備設置等はできませんので、各出店者において対策を行ってください。

## 6. 出店者負担金の納入

### ◆ 出店者負担金

配備区分	配備品	金額	備考
基本	半テント(2.7m×3.6m)	7,000円	机・イス・テーブルクロスはありません。
	1テント(5.4m×3.6m)	14,000円	机・イス・テーブルクロスはありません。
追加	机1卓(45cm×180cm)	800円	追加料金が必要です。
	イス1脚	200円	追加料金が必要です。

### ◆ 納入

- 口座振込により納入をお願いします。振込先口座及び振込期限は出店の可否通知に記載してお知らせしますので、期限までに振込をお願いします。なお、期限までに入金を確認できない場合は、出店許可を取り消すことがあります。

## 7. 補償・保険について

### ◆ 補償

- 出店者が出店申込み時から店舗の撤収完了時まで必要とした一切の費用及びこの間に発生した出店者が管理すべき各種物品等の盗難や破損等について、主催者は補償しない。

### ◆ 賠償保険

- 主催者は、本事業の関係者及び不特定の来場者を対象として、主催者に瑕疵が認められる場合に限り補償される賠償責任保険に加入します。本事業の中止となった場合の出店者の営業補償等を行いませんので、保険等は出店者において必要に応じて加入すること。

## 8. 中止となった場合

### ◆ 決定について

- 天候その他により事業を中止または中断する場合は、主催者が決定し、市ホームページに掲載する。

### ◆ 出店者への周知連絡

- 米水津地区内全域に放送を行う。
- 出店者への個別連絡は、件数が多く対応できないことも考えられるため、出店者より次の連絡先に連絡を取り情報収集を行ってください。

米水津おさかなまつり実行委員会事務局

佐伯市米水津振興 地域振興課内

TEL : 0972-35-6111

◆ 出店者負担金の返還

- 主催者は、出店費の返還に要する財源が確保出来る場合にのみ、出店費の一部または全額の返還を行う。
- 「出店費の返還に要する財源が確保出来る場合」とは、次に示すものとする。

- ・本事業の予算形態は収入予定額と支出予定額が同額であるため、出店者より納入頂いた出店者負担金は全額支出項目に配分され支出されている。
- ・前日または当日等に事業を中止した場合は、ほぼ全ての予算は支出済みであり、出店者負担金の返還に要する財源はほぼ残っていない状態となる。
- ・中止により支出を行わないで済む部分も発生し、この部分のみ残予算となり、出店者負担金の返還に充てられる財源となる。
- ・残予算額がある程度確保できる場合を、「出店者負担金の返還に要する財源が確保できる場合」とする。

9. その他

◆ 出店に関する規制等

- 発電機については、静音型の発電機に限り持込みが可能とする。
- 販売物の製造工程等で煙が大量に発生する場合は、他に迷惑がかからないよう各自で対策を取るようお願いします。

◆ その他の注意事項

- 保健所への営業許可申請を要する出店者は各自で必ず申請を行って下さい。
- 販売物等の搬入時間及び営業時間等は、出店決定後に別途指示しますので、必ず時間厳守して下さい。
- 各出店者のゴミは産業廃棄物となりますので、必ず持ち帰って処分して下さい。
- 配備品を破損したり紛失した場合等は、修理等に必要な経費を出店者に請求させていただきます。
- ブース内の日除け対策や商品の管理については、各自の責任で行って下さい。
- 本事業の期間中に盗難や事故等が発生しても主催者は一切の責任を負いません。
- 主催者の決定した事項や指示等に従わない場合は、次年度以降の出店をお断りします。